

総務協議会協議事項

{	日時	令和4年2月16日(水)	}
		午前10時	
	場所	第一委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 第5次八戸市男女共同参画基本計画の策定について
- 2 八戸市体育館の建て替えに関する基本構想の策定について
- 3 八戸ポータルミュージアム条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸ポータルミュージアムの施設運営に関する見直しについて
- 5 八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 6 八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の概要について
- 8 八戸市復興計画推進市民委員会の廃止について
- 9 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の概要について
- 10 包括外部監査契約の締結について
- 11 八戸市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 12 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 13 令和3年度八戸市職員採用試験の実施状況について
- 14 八戸市特別会計条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について
- 16 令和4年度八戸市青少年海外派遣交流事業について
- 17 天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」指定100周年記念セレモニーの実施について

第5次八戸市男女共同参画基本計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定から5年が経過し、少子高齢化の進展や労働人口の減少、新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済情勢の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、当市を取り巻く環境は大きく変容しており、これまで取り組んできたすべての施策について、状況に即した見直しが必要であることから、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を目指して、「第5次八戸市男女共同参画基本計画」を策定する。

2. 計画の位置づけ

- ・八戸市男女共同参画基本条例第7条第1項に規定される、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。
- ・国の第5次男女共同参画基本計画や県のあおり男女共同参画プランの趣旨を踏まえ、第7次八戸市総合計画との整合性を図った計画。
- ・女性活躍推進法第6条第2項に規定される、当該区域内の女性の職業生活における活躍についての八戸市推進計画として位置づけ。

3. 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間。

4. 計画の主な特色

- ・男女共同参画を推進する場面として、学校、職場、家庭、地域といった様々な環境の中で実施する施策として整理した。
- ・男女共同参画の視点から、性別や年齢、国籍の違い、障害の有無、性自認・性的指向に関することなどの理由により、生きづらさを感じている人々への理解を深め、社会全体で多様性を尊重するための施策を新たに位置づけた。

5. 計画の進行管理

毎年度、施策の進捗状況を調査し、八戸市男女共同参画審議会の意見を踏まえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図る。

そのため、実施する事業については、毎年度事業の検証や新たな事業の検討などにより、現状に即した事業を推進するため、別冊で管理する。

6. 計画の策定経過及び今後のスケジュール

年月日	男女共同参画審議会・庁内会議	市民意見等
R2年10月20日～ R2年11月20日		・市民アンケート実施 (18歳以上の市民1,000人) ・事業所アンケート実施 (市内事業所300か所)
R3年3月18日	令和2年度第3回八戸市男女共同参画審議会（骨子案の審議）	
R3年5月27日	第1回庁内ワーキングチーム会議	
R3年7月9日	令和3年度第1回八戸市男女共同参画審議会（1次案の審議）	
R3年8月31日	第2回庁内ワーキングチーム会議	
R3年10月25日	第3回庁内ワーキングチーム会議	
R3年12月2日	令和3年度第2回八戸市男女共同参画審議会（2次案の審議）	
R4年1月6日～ R4年2月4日		パブリックコメント実施
R4年2月10日	令和3年度第3回八戸市男女共同参画審議会（最終案の審議）	
R4年2月16日	総務協議会へ報告	
R4年3月下旬	第5次八戸市男女共同参画基本計画の決定	

八戸市体育館の建て替えに関する基本構想の策定について

1 これまでの経緯

時期	内容
平成27年12月	八戸市体育館の耐震診断を実施した結果、震度6強以上の地震に対して、倒壊または崩壊の危険性があるとの診断。
平成31年3月	平成29年1月に新設した八戸市体育施設整備検討委員会の意見を踏まえ、今後の八戸市体育施設の在り方及び整備・改修に係る基本的な方向性についてまとめた八戸市体育施設整備に関する基本方針を策定。 その中で、八戸市体育館の建て替えについて、最重点で取り組むこととし、次の点を考慮し、早期に基本構想の策定に着手することを規定。 ・八戸圏域連携中枢都市圏内の中核を担う体育施設となるよう検討すること。 ・武道館、弓道場及びプールとの複合施設化を検討すること。 ・利用者の利便性を確保するため、既存施設を使用しながら工事を行えるよう長根公園内の別な場所への配置を検討すること。
令和4年1月	八戸市体育館の建て替えに関する基本構想策定のための八戸市体育施設整備検討委員を新たに委嘱し、第1回委員会を開催。

2 八戸市体育施設整備検討委員会の概要について

(1) 委員会の職務

八戸市体育施設の将来的な整備の方向性に関し、必要な事項について調査及び検討し、八戸市体育館の建て替えについて審議すること。

(2) 委員会の構成

- ・会長 宮腰直幸 氏（八戸工業大学 教授）
- ・副会長 米内正明 氏（八戸市スポーツ協会 会長）
- ・委員 学識経験者、体育団体関係者、建築に関する有識者、まちづくりに関する有識者等
- ・合計 10 人

3 委員会のスケジュール等

時期	内容
平成4年1月20日	第1回委員会開催 ・委員会の運営方法及び進め方について ・八戸市体育館の建て替えに関する関連計画等について ・八戸市内体育施設の現状について ・八戸市体育館に関するアンケート調査結果等について
平成4年2月7日	第2回委員会開催 ・長根公園内体育施設現地視察
令和4年2月14日	第3回委員会開催 ・八戸市体育館の規模・機能等の検討
令和4年度	第4回委員会 ・八戸市体育館の規模・機能・配置等の検討
	第5回委員会 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案の諮問・審議
	パブリックコメント
	第6回委員会 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案の審議
	第7回委員会 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想案に対する答申

4 八戸市体育館の利用状況について

(1) 令和2年度八戸市内体育館の利用者数 (単位：人)

体育館	利用者数	内訳		
		アリーナ	トレーニング室	その他
八戸市体育館	107,363	31,596	62,045	13,722
東体育館	70,816	27,584	28,828	14,404
南部山健康運動センター	58,375	21,602	17,475	19,298
南郷体育館	18,070	10,842	7,228	0
合計	254,624	91,624	115,576	47,424

(2) 令和2年度長根公園内体育施設の利用者数 (単位：人)

体育館	武道館	弓道場	プール	野球場	相撲場	Y S	その他
107,363	44,902	9,033	6,859	8,067	10	63,759	19,840

※Y S=Y Sアリーナ八戸

5 八戸市体育館に関するアンケート調査結果の概要

(1) 新たな八戸市体育館に望むこと（3つまで）

①八戸市内体育施設利用者（回答者数 239 人）

1	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	19%
2	市大会等の市民スポーツに利用できる体育館	17%
3	スポーツ観戦しやすい環境の整った体育館	12%

※アンケート実施期間：令和3年11月24日～12月24日

②八戸市スポーツ協会加盟競技団体（回答競技団体数 26 団体）

1	全国大会等の競技スポーツに利用できる体育館	25%
2	市大会等の市民スポーツに利用できる体育館	20%
3	スポーツ観戦しやすい環境の整った体育館	17%

※アンケート実施期間：令和3年11月24日～12月17日

(2) 新たな八戸市体育館に必要な仕様案

①八戸市スポーツ協会加盟競技団体（回答競技団体数 26 団体）

アリーナの面積	1,596 m ² ～3,872 m ²
客席数	200 席～5,000 席
照度	1,000lux～2,000lux
必要とする設備	サブアリーナ、ステージ、トレーニング室、ウォーミングアップ室、控室、医務室、放送室、会議室、更衣室、ロッカールーム、シャワー室等

②八戸市体育施設指定管理者（エスプロモ株式会社、八戸スポーツ・地域振興グループ）

アリーナの面積	1,584 m ² ～2,400 m ²
客席数	2,500 席～3,000 席
照度	1,000lux
必要とする設備	サブアリーナ（800 m ² ～1,200 m ² ）、ステージ、トレーニング室、事務室、多目的室、研修室兼スタジオ、控室、医務室、ドーピング検査室、放送室、会議室、レンタルルーム、授乳室、用具保管所等

八戸ポータルミュージアム条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

はっち1階カフェの使用料の引下げをし、テナントの基本使用料の納付方法について見直しをするとともに、八戸ポータルミュージアムアドバイザーボードを廃止するためのもの。

2 改正の内容

（1）カフェスペースの使用方法の見直しに伴う使用料の改定

1階のカフェスペースは現在、厨房、カウンター、飲食スペースを併せて占有スペースとし、使用許可しているが、このうち飲食スペース部分を共用スペースとし、使用料を改定する。

現 行			改正案		
区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)	区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)
カフェ	192,750 円	月間売上額から 2,409,520 円を控 除した額の 100 分 の 8 に相当する額	カフェ	80,000 円	—

（2）テナントの基本使用料の納付方法の見直し

テナントの基本使用料は前月に納付することとなっているが、当月に納付することができるように改定する。

（3）八戸ポータルミュージアムアドバイザーボードの廃止

はっちの施設の円滑な運営を図るために設置した当該機関を、文化行政全般について審議する附属機関に統合し、廃止する。

3 改正条例

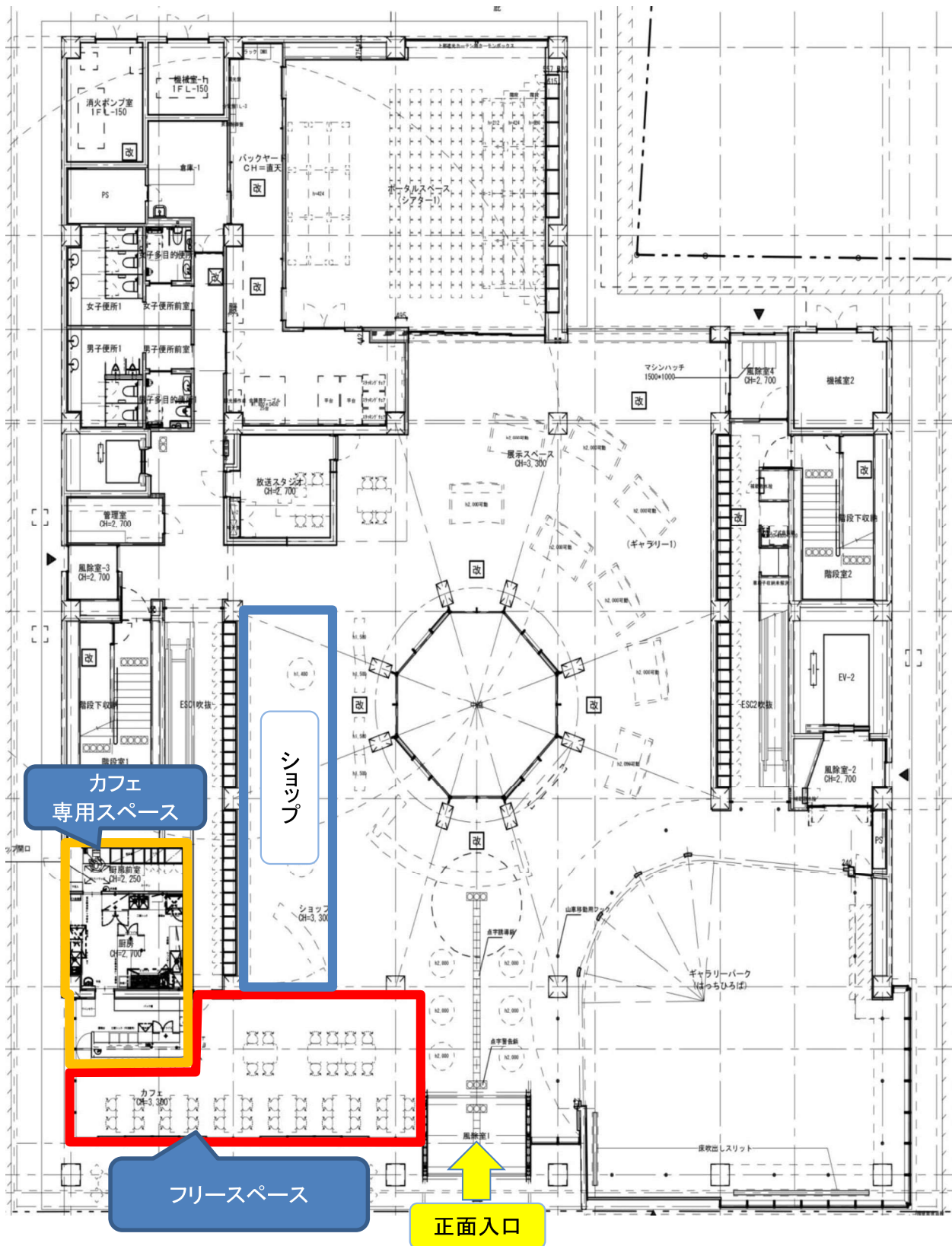
八戸ポータルミュージアム条例

4 施行期日

令和4年4月1日

ただしテナントの基本使用料の納付方法の見直しは公布の日から施行。

はっち1階



八戸ポータルミュージアムの施設運営に関する見直しについて

1 概要

八戸ポータルミュージアムの休館日の見直し、及びシアター2の利用促進のため、施設運営の見直しを行うもの。

2 内容

(1) 休館日の見直し

施設のメンテナンス日の確保、維持管理費の節減及び節減分の一部を活用した企画事業の充実、並びにスタッフのシフト勤務効率化のため、現在毎月第2火曜日となっている休館日を毎週火曜日に変更する。
【令和5年4月1日から実施】

(2) シアター2の使用申込の見直し

小劇場としての利用を促進するため、実演芸術※のために使用する場合は現行どおり10カ月前から予約を受け付け、それ以外の場合は6カ月前からの受け付けとする。
【令和5年4月使用分の申込から適用】

(3) シアター2の備品使用料の見直し

主にシアター2で使用する備品について、準備日は通常使用料の50/100とするほか、舞台用備品等について割安なセット料金を設定する。
【令和4年4月1日使用分から適用】

※実演芸術＝実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能のこと。

3 改正規則

八戸ポータルミュージアム条例施行規則

八戸市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に係る 専決処分について

1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの。

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市個人情報保護条例において使用する用語の定義にあたり、独立行政法人等を定義するために引用する法令について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改正するもの。

(2) 施行期日

令和4年4月1日

3 処分年月日

令和4年2月1日

八戸市附属機関設置条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

まちの魅力創生ネットワーク会議及びスポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会を設置するとともに、復興計画推進市民委員会を廃止するためのものである。

2 改正の内容

(1) 八戸市附属機関設置条例

① 新設する附属機関

名称	担任する事務
八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議	若者及び女性が有する多様な情報を活用した魅力的なまちづくりに関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会	(1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。 (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。

② 廃止する附属機関

名称	担任する事務
八戸市復興計画推進市民委員会	(1) 八戸市復興計画の実施状況の調査審議に関すること。 (2) 八戸市復興計画の推進に関する重要な事項について意見を述べること。

(2) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

上記(1)の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

3 施行期日

令和4年4月1日

八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議の概要について

1 設置目的

若者や女性にとって魅力あるまちの実現に向け、市長の諮問に応じて政策提言を行う「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」を新たに設置する。

2 役割

若者や女性の視点を活かした魅力的なまちづくりに関するテーマについて議論を行い、政策提言をまとめ、市長に対して提言書を提出する。

3 委員構成

産業や教育、まちづくりの各分野の有識者のほか、公募に応じた者の計10名で構成する。

4 委員任期

令和4年4月～令和6年3月

5 今後のスケジュール

本年4月から8月までに会議を6回程度開催し、テーマの設定やテーマに基づく現状と課題を整理した上で、政策提言をまとめ、8月下旬を目途に市長へ提言書を提出する予定としている。

八戸市復興計画推進市民委員会の廃止について

1 概要

八戸市復興計画推進市民委員会は、平成24年6月に設置し、市が東日本大震災からの復旧・復興に向けて策定した八戸市復興計画の適切な進行管理を行ってきたが、当計画の計画期間（平成23年度～令和2年度）が終了したことにより、その職務を終えたことから、今年度をもって廃止するもの。

2 廃止年月日

令和4年3月31日

3 廃止手続

八戸市附属機関設置条例の一部改正による。

八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の概要について

1 目的

スポーツを通じた人材の育成、健康寿命の延伸及びスポーツ産業の振興による地域の活性化に向け、平成31年3月に策定した八戸市スポーツ推進計画における事業進捗等を調査審議することを目的とする。

2 審議内容

- (1) 八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議に関すること。
- (2) スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について意見を述べること。

3 委員構成

学識経験者、スポーツ団体関係者、まちづくりに関する有識者、公募に応じた者等
合計10人程度

4 委員会の開催予定等

- (1) 委嘱期間 委嘱の日から2年
- (2) 開催回数 原則として年1回

5 関係条例の改正

八戸市附属機関設置条例の一部改正に係る議案は、総務部が取りまとめ、令和4年3月議会へ提出予定。

(参考)

八戸市スポーツ推進計画の概要

1 計画期間

平成 31 年度から令和 10 年度までの 10 年間

2 計画の位置づけ

スポーツ基本法第 10 条に規定する「地方スポーツ推進計画」に位置付けられ、国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌し、策定したもの。

3 基本方針

誰もががスポーツを「楽しみたいくなる街」の実現と「氷都八戸」の新生
～ 一年を通じてスポーツを「したくなる」、「みたくなる」、「ささえたいくなる」多様なスポーツ文化の推進と創造 ～

4 基本目標

(1) 誰でも楽しめる「生涯スポーツ」とアスリート育成に向けた「競技スポーツ」の一体的な推進

(主な目標達成のための施策)

- ・子どものスポーツ機会の充実と体力向上
- ・スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、大学との連携による様々なスポーツを体験できるスポーツ機会の提供 等

(2) 「スポーツ」と「まちづくり」が連携した新たな産業の創造による地域活性化

(主な目標達成のための施策)

- ・スポーツ施設の新設に合わせた継続的な競技大会・イベントの開催
- ・地域一丸となったスポーツへの興味・関心を高めるための環境づくり 等

(3) 多様な主体と連携した一元的なスポーツ事業の運営・管理共同体の構築、人材育成の強化・推進

(主な目標達成のための施策)

- ・市のスポーツ施設・環境の特性を活用した大会・合宿の誘致
- ・地域スポーツを「ささえる」人材・環境の強化 等

包括外部監査契約の締結について

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和4年4月1日

3 契約者

令和3年10月に日本公認会計士協会東北会青森県会へ候補者の推薦を依頼したところ、以下の者が推薦され、八戸市監査委員へ意見照会した結果、意義がない旨の回答を得たため、同氏を契約者とするものである。

- (1) 住所 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
- (2) 氏名 鈴木 崇 大
- (3) 資格 公認会計士

4 今後の予定

令和4年2月 市議会定例会へ議案提出
令和4年4月1日 包括外部監査契約締結及び告示
監査の実施
令和5年2月 監査結果の報告

<参考：地方自治法>

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- (1) 都道府県
- (2) 政令で定める市（※中核市が該当）

(略)

4 第1項又は第2項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第1項各号に掲げる普通地方公共団体及び第2項の条例を定めた第1項第2号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

八戸市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正（案）の 概要について

1 改正の理由

職員の服務の宣誓に関する政令の改正を踏まえ、当市においても服務の宣誓の実施方法について見直しをするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

2 改正の内容

- (1) 服務の宣誓の実施方法について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名する義務を廃止し、職務を行う前に任命権者に宣誓書を提出することを定める規定に改めるとともに、任命権者の定義に係る規定の整備をする。
- (2) 別記様式について、押印欄を削除する。

3 施行期日

令和4年4月1日

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（案）の 概要について

1 改正の理由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る国の対応方針を踏まえ、
当市においても非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等、必要な事項を定めるための
ものである。

2 改正の内容

- (1) 「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」
以外の非常勤職員も育児休業又は部分休業を取得することができるよう規定を改め
る。
- (2) 妊娠又は出産等についての申出があった場合、育児休業に関する制度の説明、面談
等の措置を定める。
- (3) 育児休業に係る研修及び相談体制などの勤務環境の整備に関する措置を定める。

3 施行期日

令和4年4月1日

令和3年度八戸市職員採用試験の実施状況について

1 大学卒業程度、短大卒業程度（技術職）

- (1) 第一次試験 令和3年6月20日（日） 於 八戸市庁
 (2) 第二次試験 令和3年7月28日（水）～30日（金） 於 八戸市庁
 (3) 合格発表 令和3年8月25日（水）
 (4) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a(%)	第一次 合格者数	第二次合格者数(c)		最終受験 倍率 b/c
						内定	名簿登載	
大学行政	12	100	94	94.0	32	15	3	5.2
大学土木	1	5	4	80.0	4	3		1.3
短大土木	1	2	2	100.0	2	2		1.0
大学建築	2	3	3	100.0	3	3		1.0
短大建築	2	1	0	0	－			
大学電気	2	4	3	75.0	0			
短大電気	1	0	－	－	－			
大学機械	2	1	1	100.0	0			
短大機械	1	0	－	－	－			
大学水産	1	1	1	100.0	1			
農芸化学	1	0	－	－	－			
合 計	26人程度	117	108	92.3	42	23	3	4.2

※ 第二次合格者のうち「名簿登載」は、採用の内定ではなく、採用内定者の辞退等により欠員が生じ、新たに採用が必要と判断した場合に、名簿登載順に内定者とするもの。

2 獣医師（随時募集）

- (1) 試 験 令和3年8月27日（金） 於 八戸市庁
 (2) 合格発表 令和3年9月7日（火）
 (3) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a(%)	合格者数(c)		最終受験 倍率 b/c
					内 定	名簿登載	
獣医師	若干名	1	1	100.0	1		1.0

- (4) 採 用 令和3年10月1日（金）

3 短大・高校卒業程度、学芸員、農芸化学、保健師、障がい者対象

- (1) 第一次試験 ①令和 3年 9月19日(日) 於 八戸市庁(障がい者)
 ②令和 3年 9月26日(日) 於 根城中学校(障がい者以外)
- (2) 第二次試験 令和 3年11月 8日(月)～10日(水) 於 八戸市庁
- (3) 合格発表 令和 3年11月29日(月)

職 種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a(%)	第一次 合格者数	第二次合格者数(c)		最終受験 倍率 b/c
						内定	名簿登載	
短大事務	6	17	17	100.0	10	4	2	2.8
高校事務		25	24	96.0	10	5	1	4.0
高校土木	1	3	3	100.0	3	2		1.5
農芸化学	1	1	1	100.0	—			
大学機械	2	—						
短大機械		1	1	100.0	1	1		1.0
大学電気	1	—						
短大電気		—						
保健師	3	20	18	90.0	8	3	1	4.5
栄養士	1	4	4	100.0	1	1		4.0
介護支援 専門員	1	1	1	100.0	1	1		1.0
障がい者	若干名	16	15	93.8	4	2		7.5
合 計		88	84	95.5	38	19	4	3.7

4 獣医師【2回目】(随時募集)

- (1) 試 験 令和 3年11月10日(水) 於 八戸市庁
- (2) 合格発表 令和 3年12月 8日(水)
- (3) 実施状況 次表のとおり

職 種	採用 予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 b/a(%)	合格者数(c)		最終受験 倍率 b/c
					内 定	名簿登載	
獣医師	若干名	1	1	100.0	1		1.0

- (4) 採 用 令和 4年 1月 1日(土)

<参考：令和2年度職員採用試験実施状況>

職 種	採用 予定者数	申込 者数	受験 者数	受験率 (%)	第一次 合格者数	最終合格者数		最終受験 倍率	辞退者数	採用者数
						内定	名簿登載			
大学行政	17人程度	81	75	92.6	34	17	3	3.8	2	18
大学土木	1人程度	2	2	100.0	2	1		2.0		1
大学建築	1人程度	2	2	100.0	2			－		
短大建築	1人程度	1	1	100.0	1	1		1.0		1
大学電気	1人程度	4	4	100.0	3	1	1	2.0		2
大学機械	1人程度	2	2	100.0				－		
短大機械	1人程度	2	2	100.0	1	1		2.0		1
大学化学	1人程度	5	3	60.0				－		
短大化学	1人程度	1	1	100.0	1			－		
獣医師	若干名	3	3	100.0		2		1.5		2
薬剤師①	若干名	1	1	100.0		1		1.0		1
短大事務	7人程度	24	24	100.0	8	2	3	4.8		5
高校事務		33	32	96.7	7	5		6.4		5
高校土木	1人程度	4	4	100.0	2	1	1	2.0		1
高校機械	1人程度	0	－	－	－					
高校電気	1人程度	0	－	－	－					
学芸員 (歴史)	1人程度	5	5	100.0	3	1		5.0		1
学芸員 (考古)	1人程度	1	0	0	－					
農芸化学	1人程度	2	2	100.0	1	1		2.0		1
保健師	4人程度	8	8	100.0	8	5		1.6		5
障がい者	1人程度	15	15	100.0	3	1		15.0		1
社会人対象 機械	2人程度	1	1	100.0	1	－	－	－		
社会人対象 化学	2人程度	3	3	100.0	3	1		3.0		1
社会人対象 学芸員 (考古)	1人程度	1	1	100.0	1	1		1.0		1
薬剤師②	若干名	1	1	100.0		1		1.0		1
薬剤師③	若干名	1	1	100.0		1		1.0		1
合計		203	193	95.0	81	44	8	3.7	2	49

八戸市特別会計条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

公共用地取得事業特別会計を廃止するためのものである。

2. 改正内容

公共用地取得事業特別会計は、公共事業を円滑に進めるため、事業に必要となる用地を先行して取得することを目的に設置されたものであるが、平成24年度以降、歳入・歳出予算の執行はなく、今後も執行の予定がないことから、同会計を廃止するものである。

3. 施行期日

令和4年4月1日

八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

連帯保証人及び保証人について見直しをするとともに、正当な理由なく奨学金を償還しない場合に償還期限の繰上げを行うためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 奨学生の申請（第7条）

奨学生の申請において、現行では連帯保証人及び保証人を1人ずつ立てることとなっているが、奨学金の種類に応じて、次に定める数の連帯保証人を立てるよう改正する。

奨学金の種類	連帯保証人の人数・資格	
一般奨学金（貸与型）	2人	・ 父母、兄姉又はこれに代わる者 ・ 申請者と別生計で独立の生計を営む者
第1種特別奨学金（償還免除型）		
第2種特別奨学金（給付型）	1人	・ 父母、兄姉又はこれに代わる者

(2) 繰上げ償還（第15条）

償還期限を繰り上げて償還させることができる場合について、②の規定を追加する。

① 繰上げ償還を申し出たとき（現行）

② 正当な理由がなくて償還期限までに償還しなかったとき（追加）

3 施行期日 令和4年4月1日

令和4年度八戸市青少年海外派遣交流事業について

1 事業の趣旨

八戸市の青少年（中学生）を海外に派遣し、訪問国の歴史、文化、産業、教育等の見学や、青少年との親善交歓をとおして、国際協調の精神を育て、次代の国づくり、まちづくりを担う青少年の健全育成を図るとともに、参加青少年による青少年団体活動への寄与を期待して行う。

2 令和4年度の計画 ※ 実施を見送った令和3年度と同じ内容

訪問国：中華人民共和国（蘭州・上海・西安・北京）

派遣期間：5月下旬 8泊9日

派遣人員：団長1人、特別団員4人、一般団員（中学2年生）26人の合計31人

3 海外情勢について

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を踏まえて、外務省より、特定の国・地域に対し、渡航を止めるよう求める感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）が出されており、中国についても、不要不急の渡航を止めるよう求める感染症危険情報レベル2が出されている。また、各国において、出入国規制や検疫体制が強化され、簡単に出入国出来ない状況である。

4 令和4年度事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国内外において未だ予断を許さない状況であり、令和4年度内においても安全・安心に事業を実施することが難しいと判断し、中止することとする。

天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」指定100周年記念セレモニーの実施について

1. 趣 旨 大正11(1922)年3月8日に蕪島がウミネコの繁殖地として国の天然記念物の指定を受けており、今年で100周年を迎えることから、記念するセレモニーを実施するもの。
2. 主 催 八戸市
3. 場 所 八戸市水産科学館マリエント(鮫町字下松苗場14-33)
4. 日 時 令和4年3月8日(火) 午前9時00分～(30分程度)
5. 出席者 (1)来 賓
観光関係者・地元関係団体 各代表
市議会議長
市文化財審議委員
(2)主催者
市長・教育長
6. 内 容 (1)主催者挨拶
(2)来賓祝辞
(3)記念ロゴマーク発表・進呈式
(4)看板除幕式
(5)記念撮影
7. 新型コロナウイルス感染症への対応
 - (1)新型コロナウイルス感染症の感染による会場休館の場合、セレモニーを中止とし、ロゴマーク進呈式を別途実施。
 - (2)開催に当たっては、除幕式を除き、出席者同士の距離確保やマスク着用など基本的対策を徹底。
8. 令和3年度関連事業
 - (1)100周年記念看板設置(3月8日、場所:蕪島)
 - (2)100周年記念懸垂幕設置(3月8日、場所:市庁舎別館前)
 - (3)100周年記念バナーフラッグ設置(3月8日、場所:中心街・JR八戸駅)
 - (4)広報はちのへ3月号特集記事掲載(2月20日発行)